

1日30分 徴収法合格ノート

第3日目 平成28年労災-第10問 (メリット制)

平成28年労災-第10問 (メリット制)

過去問

労災保険のいわゆるメリット制に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

なお、本問において「メリット増減幅」とは、メリット制による、労災保険率から非業務災害率を減じた率を増減させる範囲のことをいう。

(ア)メリット制が適用される事業の要件である①100人以上の労働者を使用する事業及び②20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって所定の要件を満たすものの労働者には、第1種特別加入者も含まれる。

(イ)メリット制とは、一定期間における業務災害に関する給付の額と業務災害に係る保険料の額の収支の割合(収支率)に応じて、有期事業を含め一定の範囲内で労災保険率を上下させる制度である。

(ウ)メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、第3種特別加入者に係る保険給付の額は含まれない。

(エ)継続事業(建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業に限る。)に係るメリット制においては、所定の要件を満たす中小企業事業主については、その申告により、メリット制が適用される際のメリット増減幅が、最大40%から45%に拡大される。

(オ)メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特定の業務に長期間従事することにより発症する一定の疾病にかかった者に係る保険給付の額は含まれないが、この疾病には鉱業の事業における粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症が含まれる。

- (A) (アとウ)
- (B) (イとウ)
- (C) (イとオ)
- (D) (ウとエ)
- (E) (エとオ)

解答

(イ)と(オ)が誤りのため、(C)が正解になります。

メリット制の概略

54区分 最高 1000分の88（金属鉱業、非金属鉱業（石灰石、ドロマイト鉱業除く）～最低 1000分の2.5（金融業、保険業、不動産業等）

労災保険率は、業種により災害のリスクが異なることから、**事業の種類ごとに規定**



しかし、事業の種類が同じでも、機械設備、作業環境等を含めて事業主の災害防止努力の違いにより、個々の事業場の災害率には差が生じている。



上記の保険料負担の公平性の確保と、労働災害防止努力の促進を目的として、事業場の労働災害の多寡に応じて、一定の範囲内で増額させる制度がメリット制

1日30分 徴収法合格ノート

個別解説 選択肢（ア）正解

（ア）メリット制が適用される事業の要件である①100人以上の労働者を使用する事業及び②20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって所定の要件を満たすものの労働者には、第1種特別加入者も含まれる。（正解）

第1種特別加入者については、その事業に使用される労働者とみなされるので、メリット制適用の要件となる労働者数に算入。

【特別加入】

第1種特別加入	<input type="checkbox"/> 中小事業主の特別加入
第2種特別加入	<input type="checkbox"/> 一人親方の特別加入 <input type="checkbox"/> 特定作業従事者の特別加入
第3種特別加入	<input type="checkbox"/> 海外派遣者の特別加入

（ア）に関しては、継続事業のメリット制に関する問題です。

【規模要件】

- （1）連続する3保険年度中の各保険年度において
- ①100人以上の労働者を使用する事業
 - ②20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、当該労働者の数に当該事業と同種の事業に係る労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数（災害度係数）が厚生労働省令で定める数（0.4）以上であるもの
 - ③一括有期事業である建設の事業及び立木の伐採の事業について当該保険年度の確定保険料の額が100万円以上であること



連続する3保険年度中の最後の保険年度の3月31日（基準日）において労災保険関係成立後3年以上経過していること

【収支率要件】

連続する3保険年度の間における収支率が100分の85を超え、又は100分の75以下であること

$$\text{メリット収支率（\%）} = \left(\text{保険給付} + \text{特別支給金の額} \right) / \left(\text{確定保険料の額} \times \text{第1種調整率} \right)$$

連続する3保険年度中の保険料に対する保険給付（特別支給金を含む）の割合

1日30分 徴収法合格ノート

個別解説 選択肢（イ）誤り

（イ）メリット制とは、一定期間における業務災害に関する給付の額と業務災害に係る保険料の額の収支の割合（収支率）に応じて、有期事業を含め一定の範囲内で労災保険率を上下させる制度である。（誤り）

労災保険率を上下させる制度は、継続事業（一括有期事業）のメリット制。有期事業は、確定保険料の額を増減させる制度なので含めません。

有期事業（建設の事業及び立木の伐採の事業）の一括含む

パターン

【3種類のメリット制】

継続事業のメリット制	特例メリット制	有期事業のメリット制
労災保険率を増減	労災保険率を増減	確定保険料の額を増減

個別解説 選択肢（ウ）正解

（ウ）メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、第3種特別加入者に係る保険給付の額は含まれない。（正解）

パターン

メリット収支率＝
$$\frac{\text{（保険給付 ＋ 特別支給金の額）}}{\text{（確定保険料の額 × 第1種調整率）}}$$

【保険給付及び特別支給金の額に含めないもの】

- 遺族補償一時金（遺族特別一時金）
- 障害補償年金差額一時金（障害特別年金差額一時金）
- 特定疾病に係る保険給付の額
- 第三種特別加入者に係る保険給付



上記を加えると、収支率が歪になるために含めません。

個別解説 選択肢（エ）正解

（エ）継続事業（建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業に限る。）に係るメリット制においては、所定の要件を満たす中小企業事業主については、その申告により、メリット制が適用される際のメリット増減幅が、最大40%から45%に拡大される。（正解）

この文言で特例メリット制であることを判断することが必要です。

特例メリット制とは、

「労働者の安全又は衛生を確保するための措置」を講じることにより、特例メリット制の申告をすると、メリット増減率が、通常であれば最大40%のところ、最大45%に優遇してくれる措置

【特例メリット制の要件（①～④のすべて満たしている事業が対象）】

①メリット制の適用がある継続事業であること

（建設の事業及び立木の伐採の事業を除く…有期事業は対象外）

② 中小事業主であること

企業全体の主たる事業	企業全体の常時使用する労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業、飲食店	50人以下
卸売業、サービス業上記以外の事業	300人以下
上記以外の事業	300人以下

③厚生労働省令で定められた「労働者の安全又は衛生を確保するための措置」を講じたこと

④ ③の措置を講じた年度の次の年度の4月1日から9月30日までの間に、特例メリット制の適用を申告していること「労災保険率特例適用申告書」

次の保険年度の初日から6月以内

個別解説 選択肢（オ）誤り

(オ) メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特定の業務に長期間従事することにより発症する一定の疾病にかかった者に係る保険給付の額は含まれないが、この疾病には鉱業の事業における粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症が含まれる。（誤り）

前半の論点は正しい。

特定の業務に長期間従事することにより発症する一定の疾病にかかった者に係る保険給付の額を含めると収支率が歪になってしまいます。

メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額は、特定の業務に長期間従事することにより発症する特定疾病等にかかるものを除いて算定します。

- 港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業における非災害性腰痛
- 林業又は建設の事業における振動障害
- 建設の事業におけるじん肺症
- 建設の事業、港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業における石綿にさらされる業務又は中皮腫
- 建設の事業における著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患

設問にある「鉱業の事業における粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症」は特定疾病に含めないのが誤りになります。